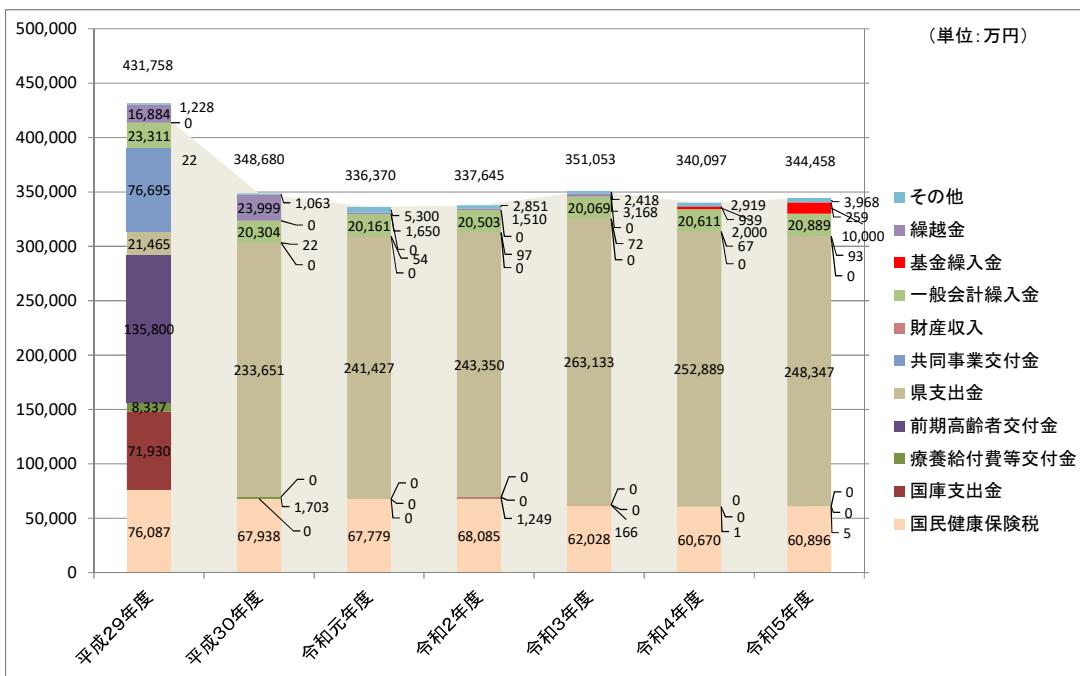


## 令和5年度 米原市国民健康保険事業特別会計決算について

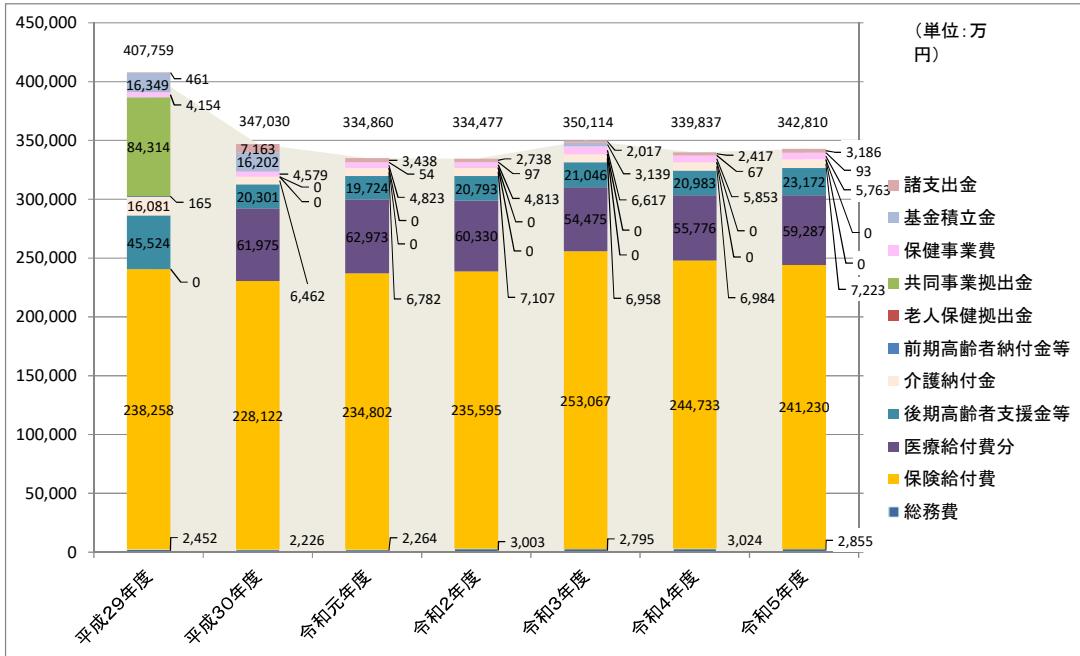
会計名	国民健康保険事業特別会計																																	
概況																																		
(1)	(1) 国民皆保険制度を支える重要な基盤としての国民健康保険制度を安定的に運営するため、平成30年度から県が財政運営の責任主体となる都道府県単位化がスタートしました。国民健康保険の財政は、被保険者の年齢構成が高く所得水準が低いという構造上の課題がある一方で、医療技術の進歩による医療コストの増加により、依然として厳しい状況が続いています。被保険者数は減少傾向にありますが、被保険者の高齢化等の影響から1人当たりの医療費は上昇しています。																																	
	令和5年度は県における剩余金活用額の減少等により、県が示す標準保険料率が大幅に引き上げられました。こういった中、本市では市保有基金の活用により国保税率の抑制を図りましたが、県への納付金の増加等により令和4年度の歳出額を上回りました。																																	
(2)	(2) 住民の健康と福祉の向上を図りつつ、医療費の適正化につなげる施策として、特定健診・特定保健指導、ジェネリック差額通知等を実施しました。ジェネリック医薬品の使用率は、令和6年1月調剤分の調査結果では84.8%（前年度比1.7ポイント増）となり、国の目標値80%を超えています。引き続き啓発活動などに取り組みます。																																	
(3)	(3) 国民健康保険税の徴収に当たっては収納対策課と連携し、滞納者に対しては、短期被保険者証の交付等により納税相談の機会を確保しながら計画的な納税を促し、滞納対策に努めました。																																	
2 被保険者数等の状況																																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>国保世帯数</th> <th>被保険者数</th> <th>1人当たり保険給付費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和5年度</td> <td>4,292世帯</td> <td>6,575人</td> <td>366,890円</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>4,443世帯</td> <td>6,912人</td> <td>354,070円</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>4,590世帯</td> <td>7,269人</td> <td>348,145円</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>4,604世帯</td> <td>7,326人</td> <td>321,588円</td> </tr> </tbody> </table>						年度	国保世帯数	被保険者数	1人当たり保険給付費	令和5年度	4,292世帯	6,575人	366,890円	令和4年度	4,443世帯	6,912人	354,070円	令和3年度	4,590世帯	7,269人	348,145円	令和2年度	4,604世帯	7,326人	321,588円								
年度	国保世帯数	被保険者数	1人当たり保険給付費																															
令和5年度	4,292世帯	6,575人	366,890円																															
令和4年度	4,443世帯	6,912人	354,070円																															
令和3年度	4,590世帯	7,269人	348,145円																															
令和2年度	4,604世帯	7,326人	321,588円																															
	※国保世帯数、被保険者数は年度末現在の数値(退職被保険者を除く)																																	
	※一人当たり保険給付費には、療養給付費、療養費、高額療養費、高額介護合算療養費、出産育児一時金、葬祭諸費、傷病手当金、審査支払手数料、返還金を含む。																																	
3 収支の状況																																		
歳入総額	3,444,579,839円 (前年度 3,400,966,726円)																																	
歳出総額	3,428,101,864円 (前年度 3,398,373,628円)																																	
歳入歳出差引額	16,477,975円 (前年度 2,593,098円)																																	
4 国民健康保険税の収納率	(単位：円、%)																																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>調定額</th> <th>収入済額</th> <th>不納欠損額</th> <th>収入未済額</th> <th>還付未済額</th> <th>収納率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現年度分</td> <td>608,144,600</td> <td>593,421,710</td> <td>0</td> <td>14,722,890</td> <td>1,441,000</td> <td>97.6%</td> </tr> <tr> <td>滞納繰越分</td> <td>110,918,403</td> <td>15,537,107</td> <td>8,313,396</td> <td>87,067,900</td> <td>0</td> <td>14.0%</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>719,063,003</td> <td>608,958,817</td> <td>8,313,396</td> <td>101,790,790</td> <td>1,441,000</td> <td>84.7%</td> </tr> </tbody> </table>							調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	還付未済額	収納率	現年度分	608,144,600	593,421,710	0	14,722,890	1,441,000	97.6%	滞納繰越分	110,918,403	15,537,107	8,313,396	87,067,900	0	14.0%	計	719,063,003	608,958,817	8,313,396	101,790,790	1,441,000	84.7%
	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	還付未済額	収納率																												
現年度分	608,144,600	593,421,710	0	14,722,890	1,441,000	97.6%																												
滞納繰越分	110,918,403	15,537,107	8,313,396	87,067,900	0	14.0%																												
計	719,063,003	608,958,817	8,313,396	101,790,790	1,441,000	84.7%																												
	※収納率＝収入済額（還付未済額を含む。）÷調定額																																	
	滞納者対策に係る短期被保険者証および被保険者資格証明書の交付実績 短期被保険者証（74世帯）、被保険者資格証明書（24世帯）																																	

## 各年度決算の推移

### 【歳入】

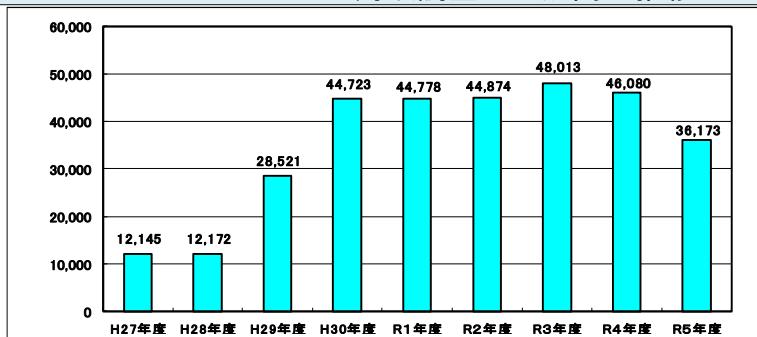


### 【歳出】



	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	対前年度差額	前年度比
歳入	4,317,581,415	3,486,795,392	3,363,704,782	3,376,447,759	3,510,533,207	3,400,966,726	3,444,579,839	43,613,113	1.28%
歳出	4,077,592,954	3,470,299,754	3,348,600,871	3,344,765,849	3,501,141,371	3,398,373,628	3,428,101,864	29,728,236	0.87%
差引(緑越)	239,988,461	16,495,638	15,103,911	31,681,910	9,391,836	2,593,098	16,477,975	13,884,877	535.46%

## 財政調整基金残高の推移



令和5年度米原市国民健康保険特別会計決算

歳入	年度				比較	
	R5	R4	R3	R2	R5-R4	R5/R4
国民健康保険税	608,958,817	606,700,389	620,275,085	680,851,795	2,258,428	100.37%
国庫支出金	50,000	13,000	1,662,000	12,490,000	37,000	384.62%
県支出金	2,483,473,309	2,528,885,625	2,631,329,949	2,433,503,803	△ 45,412,316	98.20%
一般会計繰入金	208,889,480	206,109,344	200,688,395	205,026,887	2,780,136	101.35%
① 基金繰入金	100,000,000	20,000,000	0	0	80,000,000	500.00%
② 繰越金	2,593,098	9,391,836	31,681,910	15,103,911	△ 6,798,738	27.61%
③ 財産収入	930,558	672,341	717,985	965,354	258,217	138.41%
その他	39,684,577	29,194,191	24,177,883	28,506,009	10,490,386	135.93%
督促手数料	220,900	237,700	245,800	288,400	△ 16,800	92.93%
諸収入	39,463,677	28,956,491	23,932,083	28,217,609	10,507,186	136.29%
(A) 合計	3,444,579,839	3,400,966,726	3,510,533,207	3,376,447,759	43,613,113	101.28%

(A)から①～③を控除:(a) 3,341,056,183 3,370,902,549 3,478,133,312 3,360,378,494 99.11%

歳出	年度				比較	
	R5	R4	R3	R2	R5-R4	R5/R4
総務費	28,553,775	30,241,974	27,946,163	30,028,939	△ 1,688,199	94.42%
保険給付費	2,412,304,351	2,447,328,991	2,530,668,987	2,355,952,262	△ 35,024,640	98.57%
保険事業費納付金	896,820,000	837,425,011	824,798,504	882,303,777	59,394,989	107.09%
共同事業拠出金	98	62	53	450	36	158.06%
保健事業費	57,634,471	58,532,974	66,169,504	48,133,416	△ 898,503	98.46%
③ 基金積立金	930,558	672,341	31,388,985	965,354	258,217	138.41%
諸支出金	31,858,611	24,172,275	20,169,175	27,381,651	7,686,336	131.80%
(B) 合計	3,428,101,864	3,398,373,628	3,501,141,371	3,344,765,849	29,728,236	100.87%

(B)から③を控除:(b) 3,427,171,306 3,397,701,287 3,469,752,386 3,343,800,495 100.87%

	年度				比較	
	R5	R4	R3	R2	R5-R4	R5/R4
実質収支 (A)-(B)	16,477,975	2,593,098	9,391,836	31,681,910	13,884,877	635.46%
単年度実質収支 (a)-(b)	-86,115,123	-26,798,738	8,380,926	16,577,999	△ 59,316,385	321.34%
財政調整基金残高	361,732,768	460,802,210	480,129,869	448,740,884	△ 99,069,442	78.50%

## 米原市国民健康保険事業特別会計 各予算科目の主な内容

### 【歳入】

#### 1 国民健康保険税

医療分 + 支援分 + 介護分の合計。医療分は保険給付費等、支援分は後期高齢者支援金（後期高齢者医療制度の医療給付費を支援するため、高齢者支援金の支払いにかかる費用に充てられる費用）、介護分は介護納付金の支払（介護保険の給付に充てるため介護保険者に納付する費用に充てられる費用。対象は40歳以上65歳未満の介護保険第2号被保険者）のために徴収するもの。

#### 2 国庫支出金

子育てを社会全体で支援する観点から、国において、後期高齢者医療制度が出産育児一時金に係る費用の一部を支援する仕組みが導入されることとなり、令和5年度に限って、出産育児一時金臨時補助金として1件5千円が市町村に交付されたもの（令和6年度以降は出産育児交付金として都道府県に交付。）。

#### 3 県支出金

##### ① 保険給付費等交付金 (普通交付金)

国保財政の都道府県化により、県が国民健康保険（以下「国保」という。）財政運営の責任主体となったことから、市が医療費を支払う財源として、医療費相当額が交付されるもの。

##### ② 保険給付費等交付金 (特別交付金)

##### 保険者努力支援制度分

市町村の国保の運営状況（予防・健康づくり等の取組み）を評価し、交付されるもの。

##### 特別調整交付金分

市町村の特別の事情（災害等）に対して交付されるもの。（国による評価）

##### 都道府県繰入金分

市町村の特別の事情（地域の実情に応じて）に対して交付されるもの。（県による評価）

##### 特定健診

40～74歳の被保険者が受診した特定健診、特定保健指導に係る費用に対して2/3が交付されるもの。

##### ③ 保険給付対策費補助金

福祉医療費助成制度に関する医療費波及分に係る保険者負担分に対して一定の割合で県が補助するもの。

#### 4 一般会計繰入金

##### ① 保険基盤安定繰入金

国保税軽減分を公費で補填するもので、所得が一定の基準を下回る世帯の国保税を軽減し、軽減相当額を一般会計から国保特別会計に繰り入れることとされているもの。

##### ② 出産育児一時金

出産育児一時金の支給に要する費用の2/3を繰り入れるもの。

##### ③ 財政安定化支援事業

地方交付税措置された国民健康保険財政の健全化のためのもの。

##### ④ 事務費

国民健康保険事業の運営に必要な事務費

⑤ 福祉医療（マル福） 波及分	福祉医療費助成制度に関する医療費波及分に係る保険者負担分。国は福祉医療費助成の実施により受診の増加等が発生し、本来の医療費よりも増加しているとみなし、療養給付費等負担金を減額している。この減額分を福祉医療波及分として一般会計から国保特別会計に繰り入れている（乳幼児分はH30年度から減額措置の対象外）。
⑥ 未就学児均等割保険税軽減制度分	令和4年度から、国が未就学児に係る国保税均等割の5割を軽減する措置を導入したことに伴い、必要な額を繰り入れるもの。
⑦ 産前産後保険税軽減制度分	令和5年度から、国が産前産後期間相当分（4か月分（多胎妊娠の場合6か月分））の国民健康保険税の所得割と均等割を軽減する措置を導入したことに伴い、必要な額を繰り入れるもの。
5 基金繰入金	財政調整基金の積立てに係る繰入金
6 繰越金	前年度繰越金
7 財産収入	基金利子
8 その他	国保税に係る督促手数料および延滞金、国民健康保険資格喪失後受診に関する保険給付費の返還金等。

### 【歳出】

1 総務費	国保事業に要する事務費、国民健康保険団体連合会負担金、国民健康保険運営協議会に要する費用等
2 保険給付費	
① 療養給付費	診察、薬剤、治療費、入院時食事代等、医療サービスの現物給付分
② 療養費	柔道整復師による施術やコルセット等の補装具等の現金給付分
③ 高額療養費	医療機関で支払った一部負担金が自己負担限度額を超えた場合に、申請により支給するもの
④ 高額介護合算療養費	医療保険および介護保険においては、それぞれ月単位で自己負担額の上限を設け、上限を超えた部分を高額療養費または高額介護サービス費として支給している。医療保険と介護保険のそれぞれの自己負担が重複して長期間にわたって生じている世帯にあっては、高額療養費または高額介護サービス費の支給を受けても、なお重い負担が残ることがあることから、医療保険と介護保険の1年間の自己負担額（高額療養費・高額介護費相当分を除く。）の合算額が一定の基準額を超えた場合にそれぞれの保険から支給するもの
⑤ 移送費	国民健康保険加入者が病気やけがにより入院治療が必要な時、または転院せざるを得ないときで、移動することが著しく困難な場合に、医師の指示で一時的・緊急的に病院等に移送された費用で必要と認めた場合に支給
⑥ 出産育児一時金	被保険者の出産等に対し、50万円（産科医療保障制度の対象外の場合は48万8千円）を支給（※令和5年3月以前は42万円（産科医療保障制度の対象外の場合は40万8千円）を支給）

⑦ 葯祭費	被保険者の死亡に対して5万円を支給
⑧ 傷病手当金	新型コロナウイルス感染症による療養のため、会社等を休み、事業主から給料等が受けられない場合に支給するもの【令和2年1月1日から令和5年5月7日の間で会社等を休んだ場合に限る。】
⑨ 審査支払手数料	診療報酬明細書（レセプト）の点検等に必要な経費
3 保険事業費納付金	
① 医療給付分	医療給付を支払う原資の一つとして、県が市町から徴収する納付金
② 後期高齢者支援金等分	後期高齢者支援金等を支払う原資の一つとして、県が市町から徴収する納付金
③ 介護納付金分	介護納付金を支払う原資の一つとして、県が市町から徴収する納付金
4 共同事業拠出金	国保の財政運営の都道府県化によって共同事業拠出金は廃止されたが、事務費として、退職者医療共同事業分に係る拠出金が制度上残っているもの。
5 保健事業費	
① 人間ドック助成	人間ドック受診者に対し、費用の半額（上限2万円）を助成するもの
② 高額療養費貸付	医療機関等への高額医療費の支払いが困難な場合に貸し付けるもの
③ 特定健診等事業	特定健診、特定保健指導に係る費用
6 その他(基金積立金、諸支出金)	国保税の還付金、国庫支出金の精算に係る還付金、基金積立金